

令和3年度 運営基準改正について

知多北部広域連合事業課給付係指定・指導担当

令和3年度改正で対応が必要になった事項

- ▶ ハラスメント対策
- ▶ 虐待の防止のための措置
- ▶ 業務継続計画（BCP）の策定
- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- ▶ 認知症介護基礎研修の義務化
- ▶ 訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数が多いケアプランの届出
【居宅介護支援】
- ▶ ケアプラン検証【居宅介護支援】

ハラスメント対策

ハラスメント対策

- ▶ 事業主が講ずべき措置
- ▶ 事業主が講じることが望ましい措置
- ▶ セクシュアルハラスメントの防止
- ▶ カスタマーハラスメントの防止
- ▶ パワーハラスメントの防止

令和4年3月31日まで

※中小企業以外は既に義務化

事業主が講ずべき措置 1

- ▶ 事業主の方針等の明確化、従業員に対する周知・啓発
- ▶ 職場におけるハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない、という方針を明確化
- ▶ 従業員への周知、啓発

例えば・・・

- ・就業規則など服務規律を定めた文書に規定、その文書と併せて発生の原因や背景を従業員に啓発
- ・社内報、パンフレット等の方針を記載、配布

事業主が講ずべき措置 1

- ▶ 職場においてハラスメントを行った者について、厳正に対応する旨の方針及び対処の内容を文書に規定し、周知及び啓発

例えば・・・

- ・就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、定められている懲戒規定の適用の対象となる旨を明確化⇒周知

事業主が講ずべき措置 2

- ▶ 相談・苦情へ適切に対応するための体制の整備
- ▶ 相談窓口の設置
～相談に対応する担当者を配置
- ▶ 相談窓口の従業員への周知

詳しくは

- ▶ 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）
- ▶ 「事業主が職場における優越的な関係を背景として言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）

※赤本に載っていない内容も！！

令和6年4月1日から義務

虐待の防止のための措置

虐待の防止のための措置

- ▶ 虐待の防止のための対策を検討する委員会
- ▶ 虐待の防止のための指針
- ▶ 虐待の防止のための研修
- ▶ 上三つの担当者の配置
- ▶ 運営規程への位置づけ

※令和3年（2021年）6月11日付知広事第652号

「運営規程の記載方法及び運営規程変更の特例について（通知）」に記載例あり

三つの観点

① 虐待の未然防止

高齢者の尊厳保持・人格尊重、要介護事業の従業者としての責務・適切な対応
⇒研修等により、正しい理解を促す

① 虐待等の早期発見

虐待や虐待に準ずる事案の早期発見
⇒事業所の相談体制の整備、市町村の通報窓口の周知等
⇒適切に動けるように！！

① 虐待等への迅速かつ適切な対応

速やかな通報・市町村の虐待等に対する調査等への協力

虐待の防止のための対策を検討する委員会

- ▶ 虐待の発生の防止・早期発見＋再発防止のための対策の検討の場
- ▶ 管理者を含む幅広い職種で構成（事業所内外の虐待防止の専門家を積極的に活用）
- ▶ 定期的な開催が必要
- ▶ 検討結果は、従業者に周知徹底

虐待の防止のための対策を検討する委員会検討事項

- ▶ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ▶ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ▶ 職員研修に関すること
- ▶ 相談・報告できる体制整備に関すること
- ▶ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ▶ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ▶ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

虐待の防止のための指針の内容

- ▶ 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方
- ▶ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ▶ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ▶ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ▶ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ▶ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ▶ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ▶ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ▶ その他必要事項

虐待の防止のための研修

- ▶ 虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識の普及・啓発
 - ▶ 当該事業所における指針に基づいた、虐待の防止の徹底
 - ▶ 新規採用時＋年1回以上（施設系サービスは年2回以上）
（実施内容を記録すること!）
- ※事業所内研修でOK

令和6年4月1日から義務

業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画（BCP）とは？

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を**継続的に実施**するための、及び非常時の体制で**早期の業務再開**を図るための計画



業務を中断させないための計画（*Business Continuity Plan*）

1. 策定
2. 周知・研修・訓練（年1回以上）
3. 見直し・改定

感染症に係る業務継続計画

▶ 平時からの備え

体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等

▶ 初動対応

▶ 感染拡大防止体制の確立

保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有

災害に係る業務継続計画

▶ 平常時の対応

建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等

▶ 緊急時の対応

業務継続計画発動基準、対応体制等

▶ 他施設及び地域との連携

詳しい記載内容は

▶ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

▶ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
を参照すること

※厚労省作成のひな型も掲載されています。

生きた計画にするために

研修・訓練は年1回以上
(施設系サービスの訓練は
2回以上)

- ▶ B C Pの職員への周知
- ▶ 研修・訓練の定期的な実施
- ▶ 研修：B C Pの具体的な内容の共有、平時の対応の必要性
や緊急時の対応にかかる理解の励行
- ▶ 訓練：事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生し
た場合に実践するケアの演習
- ▶ 定期的な見直し、必要に応じた変更

研修や訓練の内容は必ず記録して
ください！

令和6年4月1日から義務

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定
- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

- ▶ 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成
- ▶ 6か月に1回+感染症が流行する時期等を勘案し、随時開催すること
議題：具体的な感染対策の計画の策定・施設の指針・マニュアル等を作成・見直し等
- ▶ 居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は指針を整備することで委員会を開催しない取扱いも可
⇒外部の専門家等と積極的に連携すること

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

▶ 平常時の対策

事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等

▶ 発生時の対応

発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、行政等への報告等

事業所内部・関係機関との連絡体制
は明記が必要！！

参考

「介護現場における感染対策の手引き」

感染症の予防及びまん延の防止のための研修

- ▶ 感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発
- ▶ 指針に基づいた衛生管理の徹底・衛生的なケアの励行
- ▶ 定期的な教育（年1回以上）+新規採用時
（施設系サービスは年2回以上+新規採用時）
- ▶ 内部研修でもOK

厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」の活用も

※要アカウント作成・eラーニング式

感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練（シミュレーション）

- ▶ 年1回以上実施（施設系サービスは年2回以上）
- ▶ 指針・研修の内容に基づいた、役割分担の確認
- ▶ 感染対策をした上でのケアの演習

実施方法は問わないが、机上と演習を適切に組み合わせて行うことが望ましい

研修や訓練の内容は必ず記録してください！

令和6年4月1日から義務

認知症介護基礎研修の義務化

認知症介護基礎研修

【居宅介護支援・介護予防訪問介護相当サービス以外】

- ▶ 介護に直接関わる全ての職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない（義務）
- ▶ 令和6年3月31日までに完了
- ▶ 新規採用職員は採用後1年間の猶予期間あり

義務付けの対象とならない者

- ▶ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

受講方法（愛知県）

- ▶ 愛知県が一般社団法人愛知県介護福祉士会に委託し実施（令和3年度）
- 5回開催・各回会場受講70名+z o o m受講80名
- 愛知県介護福祉士会ホームページに案内が掲載される

契約時の説明【居宅介護支援】

契約時の説明【居宅介護支援】

- ▶ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、～前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第4条2項）

具体的には・・・

- ▶ 契約時（令和3年4月以前からの契約者はケアプラン更新時）に説明
- ▶ 文書の交付+口頭での説明⇒必ず署名をもらうこと！
- ▶ 年2回更新
 - ①前期（3月1日から8月末日）
 - ②後期（9月1日から2月末日）
- ▶ 重要事項説明書に別紙という形で資料を添付

⇒運営基準減算の対象です！！

訪問介護（生活援助中心型サービス）の 回数が多いケアプランの届出 【居宅介護支援】

訪問介護（生活援助中心型サービス）の 回数が多いケアプランの届出とは

- ▶ 利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上の居宅サービス計画について、保険者に届出
⇒地域ケア会議で妥当性を検討
- ▶ 令和3年度4月改正にて改正点あり

変更点

- ▶ プランを交付（作成・変更）した月の翌月の末日までに届出
一度保険者が検証した居宅サービス計画の次回の届出は1年後でよい
- ▶ 保険者の検証を地域ケア会議だけでなく、広域連合職員等を派遣する
形で行うサービス担当者会議等での検証も可能となる
・・・従来通り地域ケア会議を予定

ケアプラン検証【居宅介護支援】

令和3年（2021年）12月28日付知広事第2346号

「ケアプラン検証の対象となるケアプランの取扱いについて（通知）」にて通知済

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

- ▶ 令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、広域連合が指定したものは届出が必要

○要件

- ①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
 - ②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」
 - ・・・①②を共に満たすケアプランから指定する
- ※令和4年2月以降運用開始見込み

届出書類

- ▶ ケアプラン検証の対象となるケアプランの届出書
- ▶ 居宅サービス計画表（第1表、第2表、第3表）
 - ※訪問介護が必要な理由が記載されている部分の写しを提出してください
- ▶ アセスメントシートの写し

※提出書類の個人情報に関する部分（氏名、生年月日、住所）にマスキングを施すこと

地域ケア会議における検証

- ▶ 多職種の視点から、届出のあったケアプランの妥当性について検討

○居宅介護支援事業所としては・・・

検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、同様・類似の内容で作成しているケアプランについても再検討

ご清聴ありがとうございました